

◎ 第127回定例研究会

2月18日(木)

於:静岡県評会議室

韓国の最低賃金の 大幅引き上げ実現の運動的背景

報告:安周永氏(常葉大学 准教授)

●韓国の最低賃金の現況

○韓国の最低賃金の推移の特徴

1. 最低賃金制度は1987年の民主化運動によって導入された。
2. 政権の党派性の影響については、進歩派政権の方が保守派政権よりも引き上げ率は高い。
3. 保守政権の下でも引き上げは行われており、国際比較の視点からは引き上げ率は高い。

○最低賃金委員会の構造

1. 基本的には日本と似ていて最低賃金に関する審議及び議決をする機関だが、全国一律最賃制をとっている。
2. 労働代表、使用者代表、公益代表による三者構成で、それぞれ9人で、過半数による議決で決まる。(議決には使用者代表、労働者代表それぞれ3分1以上の出席が必要)
3. 公益代表は、雇用労働部長官の推薦で大統領の任命のため政権の意向が反映されやすい。
4. 労働代表は2つのナショナルセンターからの推薦で決められる。
5. 最低賃金委員会の議事録は非公開だが、近年、若干公開されている部分もある。

●労働組合の戦略

韓国の労働組合の戦略は、「アウトサイダー戦略+提携戦略」をとっており、日本の連合に代表される企業別労働組合が主に「インサイダー戦略+提携戦略なし」をとっていることと異なっている。

1. アウトサイダー戦略

最低賃金委員議会の欠席や脱退をし、労働側だけで記者会見の開催をして、構造的に不利な状況での打開を図っている。また集会や社会的全面ストライ

キなどで、最低賃金1万ウォン、非正規雇用撤廃、労組活動の権利などを社会にアピールしている。

2. 提携戦略

最低賃金連帯が2002年に31団体で結成され、2つのナショナルセンターをはじめ、社会運動団体やシンクタンク、政党が入っている。また労働者代表委員の推薦は、従来、ナショナルセンターの幹部や参加団体が出ていたが、2015年以降は韓国非正規労働センターや青年ユニオンがナショナルセンターの推薦を受けて出ている。

労働組合が積極的な姿勢に変わってきたのは、

- ①労働組合員の代表ではなく、労働者全体の代表であるという意識の変化
- ②ナショナルセンター以外の運動団体からの圧力があつた。

最低賃金委員会での審議(2017年度)の特徴としては、労使がそれぞれ提出する最終審議案を投票して、15人对12人で労働代表の案が決定した。公益委員9人のうち6人が労働側の案に投票した。

●韓国の最低賃金の引き上げから得られる示唆

1. 労働組合の戦略の重要性として、インサイダー戦略ではなく、アウトサイダー戦略と提携戦略をとった。
2. 最低賃金連帯の役割が大きく、社会の課題としての争点化を積極的に行った。
3. 政党へのアクセスだけではなく、社会ムードの形成が重要である。特に最賃引き上げに対するパッシングへの対応をとることが必要である。
4. 共闘や提携の在り方を模索する必要がある。

*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7F(静岡県評内)
メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>